

(証券コード 2459)

平成29年8月9日

株 主 各 位

東京都文京区後楽一丁目1番7号

アウンコンサルティング株式会社

代表取締役 信 太 明

第19期定時株主総会招集のご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただき、後述の案内に従って平成29年8月25日（金曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成29年8月28日（月曜日）午後3時00分
（受付開始は午後2時30分より）
2. 場 所 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館
TKPガーデンシティ御茶ノ水「カンファレンスルーム3F」
3. 目的事項
 - 【報告事項】
 1. 第19期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）
事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第19期（平成28年6月1日から平成29年5月31日まで）
計算書類の内容報告の件
 - 【決議事項】
 - 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
 - 第2号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
 - 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

4. 議決権の行使についてのご案内

(1) 書面による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成29年8月25日（金曜日）午後6時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネットによる議決権行使の場合

インターネットにより議決権を行使される場合には、後記（3頁から4頁までの【インターネットによる議決権行使のご案内】）をご高覧のうえ、平成29年8月25日（金曜日）午後6時までにご行使ください。

(3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによって複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。

5. その他本招集ご通知に関する事項

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「財産及び損益の状況の推移」及び「主要な事業内容」、「企業集団の主要な拠点」、「従業員の状況」、「主要な借入先」、「株式及び新株予約権等に関する事項」、「責任限定契約の内容の概要」、「社外役員の報酬等の総額」、「会計監査人の状況」、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況の概要」、「剰余金の配当等の決定に関する方針」、「連結株主資本等変動計算書」、「株主資本等変動計算書」、「連結計算書類の連結注記表」、「計算書類の個別注記表」につきましては、法令及び定款第14条の規定に基づき、当社ホームページ (<https://www.auncon.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

以 上

-
- (注) 1. 本総会にご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。また、資源節約のため、こちらの「招集通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。
2. 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、本総会の前日までに修正をすべき事項が生じた場合には、書面による郵送またはインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.auncon.co.jp/>) において、掲載することによりお知らせいたします。
3. 株主総会決議通知の発送は取り止め、本総会の結果は上記当社ウェブサイトに掲載させていただく予定です。
4. 定時株主総会終了後、引き続き、事業説明会を開催させていただく予定です。

【インターネットによる議決権行使のご案内】

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

【議決権行使ウェブサイトアドレス】 <http://www.web54.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード®」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。
なお、操作方法の詳細についてはお手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。



(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)

2. 議決権行使のお取扱いについて

- (1) インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- (2) 議決権の行使期限は、平成29年8月25日（金曜日）午後6時までとなっておりますので、お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。また、インターネットによつて複数回数またはパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- (4) 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダ及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- (1) パスワードは、ご投票される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報です。印鑑や暗証番号同様、大切にお取扱いください。
- (2) パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従つてお手続きください。
- (3) 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

【インターネットによる議決権行使のためのシステム環境について】

議決権行使ウェブサイトをご利用いただくためには、次のシステム環境が必要です。

- (1) 画面の解像度が 横800×縦600ドット（SVGA）以上であること。
- (2) ウェブブラウザ及び、PDFビューアがインストールされていること。
(以下の組み合わせで動作確認をしています)

OS	ウェブブラウザ	PDFビューア
Windows® Ver. 7	Internet Explorer® Ver. 8～11	Adobe® Reader® Ver. 11
Windows® Ver. 8.1	Internet Explorer® Ver. 11	Adobe® Reader® Ver. 11

※Windows及び、Internet Explorerは、米国Microsoft Corporationの米国及び、その他の国における登録商標または商標です。

※Adobe及びReaderは、Adobe Systems Incorporated（アドビシステムズ社）の米国及び、その他の国における登録商標または商標です。

- (3) ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（または一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- (4) 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

【インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ】

インターネットによる議決権行使に関してご不明な点につきましては、以下にお問い合わせください。よろしくお願いいたします。

1. 本サイトでの議決権行使に関するパソコン・携帯電話等の操作方法がご不明な場合は、下記にお問い合わせください。
三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
[電話] 0120 (652) 031 (受付時間 9:00～21:00)
2. 其他のご照会は、以下の問い合わせ先をお願いいたします。
 - (1) 証券会社に口座をお持ちの株主様
お取引の証券会社にてお問い合わせください。
 - (2) 証券会社に口座のない株主様（特別口座をお持ちの株主様）
三井住友信託銀行 証券代行事務センター
[電話] 0120 (782) 031 (受付時間 9:00～17:00 土日休日を除く)

(添付書類)

事業報告

(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)

I. 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及び成果

(1) 事業の状況

当連結会計年度（平成28年6月1日～平成29年5月31日）におけるわが国経済は、個人消費については力強さを欠くものの、アベノミクスによる各種経済政策を背景に企業収益や雇用環境の改善が続き、緩やかな回復基調で推移してまいりました。しかしながら、海外経済におきましては、中国をはじめとするアジア新興国の景気減速や英国のEU離脱問題、米国新政権の政策による世界経済への影響及び、中東や東アジアにおける地政学リスクの高まりなど、企業を取り巻く環境は不透明な状況が続いております。

当社グループの主たる事業領域である国内インターネット広告市場につきましては、ソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）の浸透により、スマートフォン向けの広告が堅調に推移したことで、平成28年のインターネット広告費は1兆3,100億円（前年比13.0%増）、その内、媒体費が単独で初めて1兆円を超え（1兆378億円 前年比12.9%増）、インターネットメディアへのシフトが続いております。（株式会社電通「2016年日本の広告費」）

また、インバウンド市場につきましては、平成28年以降、訪日外国人旅行者の消費行動が「モノ消費」から「コト消費」へシフトした影響で、旅行消費額が減少傾向にあるものの、平成28年の訪日外国人旅行者数が2,403万9千人（前年比21.8%増）と過去最高を記録し（日本政府観光局（JNTO）「訪日外客数」）、今後もアジア諸国の経済成長に伴う訪日旅行者数の増加及び日本企業における外国人向けプロモーション需要はますます高まることが期待されております。

このような状況の中、当社グループは収益力の安定と拡大を最優先課題とし、当連結会計年度においても「日系企業向け多言語SEMサービスへの経営資源の集中投下」、「アセット事業の安定稼働」、「海外法人における生産性向上」、そして、「人材育成による組織体制の強化」に注力し、業容の拡大を図りました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,915,231千円（前年同期比2.9%増）、営業利益は34,211千円（前年同期比57.3%増）、経常利益は30,635千円（前年同期比25.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は26,467千円（前年同期比28.1%増）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

① マーケティング事業

国内においては、アジア圏における旺盛な日本旅行需要を背景に、日本企業向け多言語SEMサービスへの経営資源の集中投下を行い、成長分野である多言語（日本語以外の言語）プロモーション領域における売上及び利益が堅調に推移いたしました。海外現地法人とのネットワークを活用し、海外現地ごとに異なるプロモーション手法に対応したサービスの開発が進んだことで業容の拡大に寄与しております。今後益々拡大が予想される日本企業の海外への販路拡大需要に対応すべく、グローバル人材の採用及び教育に対する投資を継続的に取り組んでまいります。

次に、海外においては、生産性向上を目指すべく、日系企業・現地企業への営業強化や現地マーケットにおいて最適なサービスに注力した結果、安定的に収益化できる体制が構築でき、売上及び利益が堅調に推移しました。海外法人は前期に引き続き高い収益性を維持し、業績に大きく貢献いたしました。

また、現地ローカルスタッフの採用と教育に注力したことで、現地顧客の多様化するニーズに即した付加価値の高いサービスの提供が可能となりつつあります。

以上の結果、当事業における売上高は1,878,379千円（前年同期比2.2%増）、営業利益は207,051千円（前年同期比26.4%増）となりました。

② アセット事業

アセット事業においては、ASEAN加盟国の中でも高い経済成長が続くフィリピンにおいて、日系企業の海外進出支援の一環として、企業向けのオフィスや海外出向者向けのコンドミニアムなどインフラ提供を行ってまいりました。日系企業・日本人投資家を中心に売買・賃貸仲介の需要は引き続き高いため、厳選した物件の確保とタイムリーな情報提供を行っております。また、当社グループが当連結会計年度までに取得した物件の一部物件で引き渡し完了したことにより、前期よりも賃貸物件が増え、安定的な収入源が増加しました。今後のさらなる事業拡大を目指し、当連結会計年度においても、人材の採用、組織規模の拡大、プロモーション活動への積極投資、新規提携デベロッパーの開拓等、積極的な活動を継続して行った結果、費用が先行しております。

また、フィリピン同様今後も継続的な経済成長が続くベトナムにおいても、不動産の売買仲介業務を開始するなど、長期的な成長に向けた取り組みを実施しました。

以上の結果、当事業における売上高は36,851千円（前年同期比53.2%増）、営業損失は17,773千円（前年同期は営業損失8,501千円）となりました。

- (2) 設備投資の状況
当連結会計年度において実施いたしました当社グループの設備投資の総額は23,402千円となりました。その主なものは、海外における建設中の賃貸物件の購入であります。
- (3) 資金調達の状況
該当事項はありません。
- (4) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
該当事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況
該当事項はありません。
- (6) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
 - ① 株式の取得または処分の状況
該当事項はありません。
 - ② 新株予約権の取得または処分の状況
該当事項はありません。
- (7) 吸収合併または吸収分割による他の会社の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

2. 対処すべき課題

当連結会計年度において、当社グループは収益力の安定と拡大を最優先課題として取り組んだ結果、日本企業のインバウンドニーズを背景とした日本国内における多言語案件が売上及び利益を押し上げ、2期連続の営業黒字を計上することができました。

そのような環境の中、当社グループが対処すべき課題としては、以下の3点が挙げられます。

(1) 既存事業（マーケティング事業）の収益拡大について

既存事業（マーケティング事業）においては、多言語及び、海外におけるグローバルコンサルティングの会社としての地位を固め、収益力を拡大させることが重要であると考えております。国内においてはサービス内容を深化させ、市場における認知度の向上、魅力的な提案の継続、顧客との関係の強化を目指してまいります。海外法人においては当社と連携し、日本と現地の間で発生するインバウンド及びアウトバウンド関連のサービスを確実に受注していくことができる体制を構築し、引き続き、日系企業・現地企業の新規獲得に努めてまいります。

(2) 新規事業（アセット事業）の安定化について

これまでのSEMを中心とするマーケティング領域に加えて、平成28年5月期より新たに取り組みを始めたアセット事業においては、販促活動による認知向上、良質な物件の開拓及び、顧客満足度の向上によるお客様の信頼獲得により、事業を安定化させることが重要であると考えております。

アセット事業を早期に安定させた上で黒字化し、将来の当社グループの収益に貢献できる事業へと成長させてまいります。

(3) 人材の育成について

訪日外国人旅行者の急激な増加や、2020年東京オリンピックを背景に急速に拡大する多言語・海外案件の成長の中で、今後も継続して付加価値の高いサービスを提供するためには、グローバル人材の育成及び、最適な人事制度の構築、組織設計による組織体制の強化が重要であると考えております。

引き続き、言語・国籍に関わらず、当社グループの企業理念を理解し、主体的に課題解決を行うことのできるグローバル人材の採用及び育成を行ってまいります。

また、適切なインセンティブや登用等により、優秀な人材の定着を図るとともに、グローバル化する市場の中でも自ら価値を創造できるよう、役員及び社員の自律性を高め、より透明性の高い組織体制の強化に努めてまいります。

3. 重要な親会社及び子会社の状況（平成29年5月31日現在）

(1) 親会社との関係

該当事項はありません。

(2) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
AUN Thai Laboratories Co., Ltd.	16,000千バーツ	99.98%	SEM関連商品の販売、PPCの運用に係るキーワード選定や入札管理、定型レポートの作成等プランナー業務、Web制作業務
台湾亞文營銷事業股份有限公司	13,800千台湾ドル	100.00%	SEM関連商品の販売
亞文香港營銷事業股份有限公司	4,500千香港ドル	100.00%	SEM関連商品の販売
AUN Global Marketing Pte. Ltd.	820千シンガポールドル	100.00%	SEM関連商品の販売
AUN PHILIPPINES INC.	20,000千フィリピンペソ	99.99%	現地におけるオフィス・コンドミニアム等の賃貸・転貸・仲介・物件管理業務

4. その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

Ⅱ. 会社役員に関する事項

1. 会社役員 の 状況

(平成29年 5月31日現在)

氏 名	地 位	担 当	重 要 な 兼 職 の 状 況
信 太 明	代表取締役	代表執行役員CEO 新規事業担当	AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役
坂 田 崇 典	取 締 役	専務執行役員 管理部門担当CFO	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取 締 役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監 査 役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取 締 役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取 締 役 AUN PHILIPPINES INC. 取 締 役
菊 池 明	取 締 役	常務執行役員 マーケティング事業担当	AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取 締 役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取 締 役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取 締 役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取 締 役 AUN PHILIPPINES INC. 取 締 役
藤 原 徹 一	取 締 役		藤原投資顧問株式会社 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役
金 城 正 宏	取 締 役 (監査等委員)		なし
加 藤 征 一	取 締 役 (監査等委員)		加藤公認会計士事務所 代表
松 村 卓 朗	取 締 役 (監査等委員)		株式会社ビーブルフォーカス・コンサルティング 代表取締役

- (注) 1. 藤原徹一氏、金城正宏氏、加藤征一氏、松村卓朗氏は社外取締役であります。
2. 当社は、当社グループにおける [業務の適正を確保するための体制] に則り、内部監査室より情報共有及び報告を行っておりますとともに、監査等委員からの質問には速やかに回答する体制により、監査等委員会の監査が実質的に行われていることを確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は藤原徹一氏、金城正宏氏が東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員である旨の独立役員届出書を提出しております。
4. 監査等委員加藤征一氏は公認会計士及び税理士としての資格を有し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役との間で、責任限定契約を締結しております。責任限定契約の内容の概要については、「法令及び定款に基づくインターネット開示事項」をご参照ください。

2. 会社役員に対する報酬等

区 分	人 数	支 給 額	摘 要
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	4名 （1名）	50,550千円 （2,400千円）	
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3名 （3名）	7,200千円 （7,200千円）	
合 計 （うち社外取締役）	7名 （4名）	57,750千円 （9,600千円）	

- (注) 1. 取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、平成27年8月25日開催の第17期定時株主総会において、年額1億6,800万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給とは含まない）と決議されております。
2. 監査等委員の報酬限度額は、平成27年8月25日開催の第17期定時株主総会において年額3,600万円以内と決議されております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職の状況ならびに当該兼職先との関係

取締役藤原徹一氏は藤原投資顧問株式会社の代表取締役であり、同社と当社とは、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザー契約の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。また、台湾亞文營銷事業股份有限公司及びAUN Global Marketing Pte.Ltd.の取締役を兼職しております。なお、台湾亞文營銷事業股份有限公司及びAUN Global Marketing Pte.Ltd.は当社の連結子会社であります。

取締役（監査等委員）金城正宏氏は重要な兼職の状況について該当事項はございません。

取締役（監査等委員）加藤征一氏は加藤公認会計士事務所の代表であります。加藤公認会計士事務所と当社の間には取引関係はありません。

取締役（監査等委員）松村卓朗氏は株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの代表取締役であり、同社と当社とは当社役員及び社員に対する研修、教育における取引の実績がありますが、当事業年度における取引はありません。

(2) 主な活動状況

氏名	主な活動状況
藤原徹一	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席しております。海外動向や金融マーケティングに関する専門的な知見を有し、主に海外への事業戦略や投資に関して、グローバル経営の視点から海外子会社の社員教育まで幅広く指摘、発言を行っております。
金城正宏	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席しております。企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見に基づき、主にリスク管理、コンプライアンス、内部統制に関して質問、指摘、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回中全てに出席し、監査等委員会の議長として各監査等委員に対して監査状況の報告や意見を述べております。
加藤征一	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席しております。公認会計士及び税理士である専門的見地から、主に経理、財務、税務に関して、質問、指摘、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回中全てに出席し、主に経理部門及び会計監査の状況について意見を述べております。
松村卓朗	当事業年度に開催された取締役会13回中全てに出席しております。経営コンサルタントである専門的見地から主に組織体制、人事・教育制度に関して、質問、指摘、発言を行っております。また、当事業年度に開催された監査等委員会12回中全てに出席し、主に人事部門及び業務監査の状況について意見を述べております。

(注) 書面決議による取締役会の回数は除いております。

連結貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	684,151	流 動 負 債	264,046
現金及び預金	442,612	買 掛 金	155,572
受取手形及び売掛金	207,235	未 払 費 用	26,346
仕 掛 品	1,136	未 払 法 人 税 等	4,992
そ の 他	38,344	前 受 金	29,193
貸 倒 引 当 金	△5,178	そ の 他	47,941
固 定 資 産	352,263	固 定 負 債	25,848
有 形 固 定 資 産	201,550	繰 延 税 金 負 債	2,696
建 物	96,365	そ の 他	23,151
車 両 運 搬 具	1,191	負 債 合 計	289,894
工具、器具及び備品	5,864	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	98,128	株 主 資 本	735,073
無 形 固 定 資 産	720	資 本 金	341,136
ソ フ ト ウ ェ ア	720	資 本 剰 余 金	471,876
投 資 そ の 他 の 資 産	149,993	利 益 剰 余 金	△77,938
投 資 有 価 証 券	92,902	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	11,358
長 期 貸 付 金	26,968	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	6,042
敷 金 及 び 保 証 金	30,807	為 替 換 算 調 整 勘 定	5,316
そ の 他	744	新 株 予 約 権	87
貸 倒 引 当 金	△1,429	非 支 配 株 主 持 分	0
資 産 合 計	1,036,414	純 資 産 合 計	746,520
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	1,036,414

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結損益計算書

(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,915,231
売 上 原 価		1,372,317
売 上 総 利 益		542,914
販売費及び一般管理費		508,702
営 業 利 益		34,211
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	133	
解 約 手 数 料 等	698	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	14,761	
そ の 他	3,572	19,166
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	20	
為 替 差 損	22,674	
そ の 他	47	22,742
経 常 利 益		30,635
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	97	
新 株 予 約 権 戻 入 益	15	112
税金等調整前当期純利益		30,748
法人税、住民税及び事業税	4,280	
法人税等調整額	—	4,280
当 期 純 利 益		26,467
非支配株主に帰属する当期純利益		△0
親会社株主に帰属する当期純利益		26,467

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

貸借対照表

(平成29年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	481,851	流動負債	231,475
現金及び預金	263,637	買掛金	145,657
売掛金	167,123	未払金	5,637
前払費用	6,308	未払費用	23,247
未収入金	12,861	未払法人税等	3,465
立替金	30,292	前受金	20,722
その他	3,163	預り金	8,474
貸倒引当金	△1,535	その他	24,270
固定資産	503,818	固定負債	2,696
有形固定資産	8,730	繰延税金負債	2,696
建物	3,161	負債合計	234,172
工具、器具及び備品	5,568	純資産の部	
無形固定資産	720	株主資本	745,367
ソフトウェア	720	資本金	341,136
投資その他の資産	494,368	資本剰余金	471,876
投資有価証券	18,227	資本準備金	471,876
関係会社株式	204,340	利益剰余金	△67,644
関係会社長期貸付金	245,792	その他利益剰余金	△67,644
敷金及び保証金	26,393	繰越利益剰余金	△67,644
長期前払費用	744	評価・換算差額等	6,042
貸倒引当金	△1,130	その他有価証券評価差額金	6,042
資産合計	985,669	新株予約権	87
		純資産合計	751,497
		負債及び純資産合計	985,669

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

損 益 計 算 書

(平成28年6月1日から平成29年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		1,630,829
売 上 原 価		1,230,851
売 上 総 利 益		399,978
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		381,882
営 業 利 益		18,095
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	2,542	
解 約 手 数 料 等	698	
投 資 事 業 組 合 運 用 益	14,761	
そ の 他	2,217	20,221
営 業 外 費 用		
為 替 差 損	17,882	
そ の 他	2	17,885
経 常 利 益		20,431
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	15	15
税 引 前 当 期 純 利 益		20,446
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,753	
法 人 税 等 調 整 額	—	2,753
当 期 純 利 益		17,692

(記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。)

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年7月18日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員	公認会計士 高木 康行 ㊞
業務執行社員	
指定社員	公認会計士 浅山 英夫 ㊞
業務執行社員	

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アウンコンサルティング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成29年 7月18日

アウンコンサルティング株式会社
取締役会 御中

東陽監査法人

指定社員 公認会計士 高木 康行 ㊟
業務執行社員

指定社員 公認会計士 浅山 英夫 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アウンコンサルティング株式会社の平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、平成28年6月1日から平成29年5月31日までの第19期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人東陽監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成29年7月18日

アウンコンサルティング株式会社 監査等委員会

監査等委員 金城正宏 ㊟

監査等委員 加藤征一 ㊟

監査等委員 松村卓朗 ㊟

監査等委員金城正宏、加藤征一及び松村卓朗は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

【第1号議案】 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）が任期満了となります。つきましては、取締役4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案について、監査等委員である取締役において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
1	しだ あきら 信太明 (昭和43年11月11日)	平成4年4月 株式会社リクルート入社 平成5年4月 株式会社日本ネットワーク研究所入社 平成8年3月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社エービーシー・マート）入社 平成10年6月 当社設立 代表取締役（代表執行役員）（現任） 平成27年6月 AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役（現任） 平成27年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 平成27年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役（現任） 平成27年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役（現任） 平成27年6月 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役（現任） [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co., Ltd. 代表取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 AUN PHILIPPINES INC. 代表取締役	2, 123, 800株
	[取締役候補者とした理由] 信太明氏は、当社創業者及び当社代表取締役として、当社グループの事業に対する深い理解と高い経営能力のもと当社グループの経営を牽引しており、国内外の幅広いステークホルダーに対する高い渉外力及び発信力により当社グループの事業に貢献してきたほか、組織運営の豊富な経験等を活かし、経営を監督しております。当社グループの持続的発展のためには、同氏の事業への貢献が引き続き必要であると考え、取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
2	さかた たかのり 坂田 崇典 (昭和44年9月4日)	平成4年4月 凸版印刷株式会社入社 平成9年10月 朝日アーサーアンダーセン株式会社 (現PwCコンサルティング合同会社) 入社 平成12年8月 株式会社日経BP入社 平成17年11月 当社入社 平成17年12月 当社執行役員 平成18年8月 当社取締役(常務執行役員) 平成26年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役(現任) 平成26年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役(現任) 平成26年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 平成26年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) 平成26年6月 当社取締役(専務執行役員)(現任) 平成27年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役(現任) [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 監査役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役	48,000株
[取締役候補者とした理由] 坂田崇典氏は、長年にわたり当社管理部門を指揮してきたほか、平成24年9月から平成26年5月までは台湾法人に赴任し、海外法人担当として海外法人の基盤づくりに大きく貢献し、当社のグローバル化や中長期的成長への戦略の実行に重要な役割を果たしてきました。同氏は、経営管理に関する豊富な知識と経験を有しており、経営者の視点から全社的な成長と企業業績向上の実現を図ることができるものと考え、取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
3	きくち あきら 菊池 明 (昭和57年 7月19日)	平成17年4月 当社入社 平成23年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 担当執行役員 平成23年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 担当執行役員 平成24年12月 当社執行役員 平成25年8月 当社取締役(執行役員) 平成26年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 代表取締役 平成26年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 代表取締役 平成26年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 代表取締役 平成26年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 代表取締役 平成26年6月 当社取締役(常務執行役員) 平成27年6月 AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役(現任) 平成27年6月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 平成27年6月 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役(現任) 平成27年6月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役(現任) 平成27年6月 当社取締役(執行役員) 平成27年6月 AUN PHILIPPINES INC. 取締役(現任) 平成29年2月 当社取締役(常務執行役員)(現任) [重要な兼職の状況] AUN Thai Laboratories Co.,Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 亞文香港營銷事業股份有限公司 取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 AUN PHILIPPINES INC. 取締役	5,200株
[取締役候補者とした理由] 菊池明氏は、当社入社以降、大手クライアントを中心にSEMコンサルティングに従事し、国内や海外法人の売上拡大における販売戦略等、マーケティング事業の成長に重要な役割を果たしてきました。今後も当社の事業拡大と業績向上の中心的役割を担い、企業価値向上への貢献が期待できるものと考え、取締役として選任を願っています。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の数
4	ふじわら てついち 藤原 徹一 (昭和48年1月9日)	平成7年4月 野村證券株式会社入社 平成12年6月 Nomura Singapore Ltd配属 平成16年6月 Merrill Lynch International Bank Ltd 入社 平成19年7月 藤原投資顧問株式会社設立 代表取締役 (現任) 平成21年8月 当社取締役 (現任) 平成22年11月 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 (現任) 平成24年2月 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役 (現任) [重要な兼職の状況] 藤原投資顧問株式会社 代表取締役 AUN Global Marketing Pte.Ltd. 取締役 台湾亞文營銷事業股份有限公司 取締役	78,400株
[社外取締役候補者とした理由] 藤原徹一氏は、経営者としての経験を積まれており、また、海外動向や金融マーケティングに関して専門的な知見を有することから経営に対する適切な助言をいただくことにより、当社の経営体制が強化できるものと考え、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の社外取締役に就任してから年数は本総会終結の時をもって8年となります。			

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 2. 藤原徹一氏は社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 3. 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性及び責任限定契約について
 (1) 社外取締役候補者の社外取締役としての独立性について
 ① 藤原徹一氏が代表取締役を務める藤原投資顧問株式会社と当社との間には、平成19年10月1日から平成21年5月31日の間に、海外における事業戦略、新規事業、商品開発に関する助言・提案等を目的としたアドバイザリー契約がありました。
 ② 藤原徹一氏は、当社の特定関係事業者の業務執行者ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者であったこともありません。なお、同氏は当社の連結子会社である台湾亞文營銷事業股份有限公司及びAUN Global Marketing Pte.Ltd.の役員(取締役)を兼職しております。
 ③ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 ④ 藤原徹一氏は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 ⑤ 藤原徹一氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
 (2) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、社外取締役候補者藤原徹一氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において同氏が再任された場合は、本契約は継続となります。その契約の概要は次のとおりであります。
 ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。
 4. 現在当社の取締役である各候補者の当社における地位及び担当は、事業報告「Ⅱ. 会社役員に関する事項」(10頁)に記載のとおりであります。

【第2号議案】 監査等委員である取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について、監査等委員である各取締役において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	かおしろ まさひろ 金城正宏 (昭和29年12月30日)	平成2年12月 アスク株式会社設立 代表取締役社長 平成6年2月 株式会社インターナショナル・トレーディング・コーポレーション（現株式会社エービーシー・マート）入社 専務取締役 平成12年2月 有限会社アイティーシー・プランニング 取締役 平成14年6月 株式会社エービーシー・コム 取締役 平成14年8月 株式会社エス・ジー・シューズ・カンパニー（現株式会社エービーシー・マート） 取締役 平成16年3月 株式会社エービーシー・マート 代表取締役社長 平成19年3月 株式会社エービーシー・マート 専務取締役 平成21年4月 株式会社エービーシー・マート 取締役 平成23年8月 当社監査役 平成27年8月 当社社外取締役（監査等委員） （現任）	一株
<p>[監査等委員である社外取締役候補者とした理由]</p> <p>金城正宏氏は、株式会社エービーシー・マートの代表取締役を務めるなど企業経営者としての豊富な経験、幅広い知見を有しており、経営全般の監視と有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもって2年となります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する 当社株式 の 数
2	かとう せいいち 加藤 征一 (昭和45年11月13日)	平成4年10月 青山監査法人入所 公認会計士第2次試験合格・会計士補 登録 平成8年2月 藤間公認会計士税理士事務所 入所 平成8年3月 公認会計士第3次試験合格・公認会計 士登録 平成11年9月 加藤公認会計士事務所設立 同事務所代表（現任） 平成13年2月 税理士登録 平成17年9月 当社監査役 平成27年8月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） [重要な兼職の状況] 加藤公認会計士事務所代表	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 加藤征一氏は、公認会計士として培われた専門的な知識・経験等を当社の監査体制に 活かしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、同 氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会終結の時をもっ て2年となります。			
3	まつむら たくお 松村 卓朗 (昭和44年9月15日)	平成4年4月 ジェミニ・コンサルティング(ジャパ ン)入社 平成15年1月 ブーズ・アレン・アンド・ハミルトン 入社 平成15年11月 株式会社ピープルフォーカス・コンサル ティング入社 平成17年1月 同社取締役 平成18年8月 当社監査役 平成24年4月 株式会社ピープルフォーカス・コンサル ティング 代表取締役（現任） 平成27年8月 当社社外取締役（監査等委員） （現任） [重要な兼職の状況] 株式会社ピープルフォーカス・コンサルティング 代表取締役	一株
[監査等委員である社外取締役候補者とした理由] 松村卓朗氏は、株式会社ピープルフォーカス・コンサルティングの代表取締役であり、 経営コンサルタントとしての豊富な知識、幅広い知見を有しており、組織体制、教 育、人事に関する有効な助言を期待し、社外取締役として選任をお願いするものであり ます。なお、同氏が当社の監査等委員である社外取締役に就任してからの年数は本総会 終結の時をもって2年となります。			

- (注) 1. 各監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 2. 各監査等委員である取締役候補者は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は、金城正宏氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。選任された場合は、引き続き独立役員となる予定であります。
 4. 各監査等委員である取締役候補者の社外取締役としての独立性及び責任限定契約について
- (1) 監査等委員である取締役候補者の社外取締役としての独立性について
 ①各監査等委員である取締役候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者もしくは役員であったこともありません。
 ②各監査等委員である取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
 ③各監査等委員である取締役候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
 ④各監査等委員である取締役候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。
- (2) 社外取締役としての職務を遂行することができる理由について
 各社外取締役候補者は、上記〔監査等委員である社外取締役候補者とした理由〕により、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。
- (3) 社外取締役との責任限定契約について
 当社は、社外取締役として有能な人材を迎えることができるよう、非業務執行取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結することができる旨を定款に定めており、監査等委員である社外取締役候補者金城正宏氏、加藤征一氏及び、松村卓朗氏は、当社との間で当該責任限定契約を締結しております。本総会において各氏が再任された場合は、本契約は継続となります。その契約の概要は次のとおりであります。
- ・非業務執行取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第425条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
 - ・上記の責任限定が認められるのは、非業務執行取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限るものとする。

【第3号議案】 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。また、本議案について、監査等委員である各取締役において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

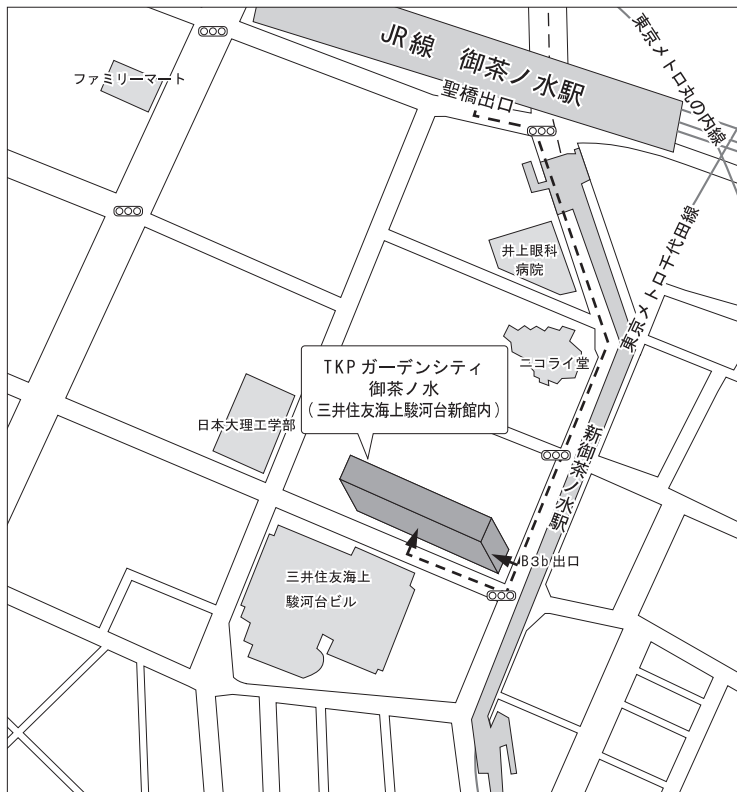
氏 名	
ふじわら	てついち
藤原	徹一

- (注) 1. 法令または定款に定める監査等委員の員数を欠くことになる場合に備えるものです。
 2. 藤原徹一氏は第1号議案において取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者とされており、
 3. 上記の補欠の監査等委員である取締役候補者の生年月日及び略歴その他の株主総会参考書類記載事項につきましては、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」に記載のとおりですので、24頁をご参照ください。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区神田駿河台三丁目11番1号
三井住友海上駿河台新館TKPガーデンシティ御茶ノ水
「カンファレンスルーム3F」
電話 (03) 5283—6211



- JR 「御茶ノ水駅」 聖橋出口 徒歩4分
- 東京メトロ千代田線「新御茶ノ水駅」 B3b出口 直結
- 都営新宿線「小川町駅」 B3b出口 直結
- 東京メトロ丸の内線「淡路町駅」 B3b出口 直結